平成 21 年度政策評価実施結果報告書

～国家公安委員会･警察庁における政策評価の結果及びこれらの結果の政策への反映状況～

平　成　２　２　年　７　月

国家公安委員会・警察庁

目　　次

1　事前評価 …… 1

2　事後評価 …… 1

(1)　実績評価 …… 1

(2)　総合評価 …… 44

1　事前評価

該当する政策なし

2　事後評価

⑴ 実績評価

<table>
<tr><td>施策名</td><td>市民生活の安全と平穏の確保
犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td>街頭犯罪・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td>【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①は達成していることから、業績目標である「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」は達成したと認められる。
しかしながら、街頭犯罪・侵入犯罪を含む刑法犯の認知件数は、20年中は約182万件と、120万件前後で推移していた昭和40年代を大きく超える水準にあり、また、21年１月から５月までの間は強盗やひったくり等の認知件数が20年同時期比で増加している状況にあることから、引き続き犯罪予防対策を推進する必要がある。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
主な街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数を更に減少させるため、今後とも上記施策を推進することとする。
認知件数は減少しているものの、犯罪に対する自己防衛能力に限界のある子どもや女性の安全確保に対する国民の関心は極めて高いことから、特に、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るため、21年４月に地方警察官の増員を行うなど体制を強化しており、声かけ、つきまとい等の性犯罪等の前兆事案について、行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講ずる先制・予防的活動等の取組みを的確に推進する。
また、「地域安全安心ステーション」推進事業として、21年度は新たに200地区を選定し、従来より事業を実施している地区と併せて計800地区において事業を実施している。</td></tr>
<tr><td>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数
達成目標：
街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、減少傾向を維持する。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
20年中の主な街頭犯罪（注１）の認知件数は83万1,410件と、19年に比べ、４万4,936件（5.1%）減少し、また、20年中の主な侵入犯罪（注２）の認知件数は18万1,501件と、19年に比べ、２万3,310件（11.4%）減少し、目標を達成した。
注１：路上強盗、ひったくり、強姦（街頭）、強制わいせつ（街頭）、略取誘拐（街頭）、暴行（街頭）、傷害（街頭）、恐喝（街頭）、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらい
注２：侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td>○　犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくりのための経費を予算措置した。
・　防犯ボランティア支援事業
（平成22年度予算：18百万円［新規］）
・　子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための先制・予防的活動を推進した。
（平成22年度予算：１百万円［21年度補正予算（第１号）：575百万円］）
○　平成22年度において、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための職員を増員した。
○　平成22年度において、街頭防犯カメラの活用による安全・安心なまちづくりの推進のための職員を増員した。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>
<table>
<tr><th>施政方針演説等</th><th>年月日</th><th>記載事項（抜粋）</th></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会の実現のための行動計画（犯罪対策閣僚会議決定）</td><td>平成15年12月</td><td>第１＜平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止＞</td></tr>
<tr><td>安全・安心なまちづくり全国展開プラン（犯罪対策閣僚会議決定）</td><td>平成17年６月</td><td>第１＜住民参加型の安全･安心なまちづくり全国展開＞
第２＜住まいと子どもの安全確保＞</td></tr>
<tr><td>子ども安全・安心加速化プラン（犯罪対策閣僚会議決定・青少年育成推進</td><td>平成18年６月</td><td>Ⅰ＜地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る＞
Ⅱ＜子どもが非行･犯罪被害に巻き込まれな</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	本部合同会議了承）		い力を地域で育む＞
	犯罪から子どもを守るための対策（犯罪対策閣僚会議決定）	平成18年12月	第１章＜登下校時の安全確保等のための対策＞ 第２章＜犯罪から子どもを守るための総合対策＞
	第166回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成19年１月26日	全国各地域の防犯ボランティアのパトロールなどの活動を支援するとともに、本年春までに「空き交番ゼロ」を実現するなど「世界一安全な国、日本」の復活を目指します。
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（犯罪対策閣僚会議決定）	平成20年12月	第１　１＜防犯ボランティア活動等の促進＞、２＜犯罪に強い街作りの推進＞、３＜子どもと女性の安全を守るための施策の推進＞、４＜自転車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進＞

<table>
<tr><td>施策名</td><td colspan="3">市民生活の安全と平穏の確保
地域警察官による街頭活動の強化</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td colspan="3">地域警察官の執行力の強化、交番機能の強化、通信指令システムの強化等を推進し、地域警察官による街頭活動の強化を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td colspan="3">【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①は達成していることから、業績目標である「地域警察官による街頭活動の強化」は達成したと認められる。
しかしながら、現在の日本の状況について、悪い方向に向かっている分野として「治安」を挙げた者の割合は32.8%となっており（「社会意識に関する世論調査」（平成21年１月、内閣府調査））、治安に対する国民の不安が払しょくされず、いわゆる体感治安についてはいまだ国民が求める水準に至っていないと考えられることから、地域警察官による街頭活動の強化の更なる推進が必要である。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
国民の犯罪に対する不安を払しょくするため、地域警察官によるパトロールを始めとする地域に密着した街頭活動等を強化するとともに、その体制の確立を図ることにより、犯罪の抑止と検挙に努めることとする。
また、あらゆる事件事故に迅速的確に対応できる体制を構築するため、初動警察の更なる強化に向けた各種取組みを強力に推進することとする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合
達成目標：
刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去５年間並の高水準を維持する。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合については、20年中は19年に比べ若干低下したが、刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について過去５年間並の高水準を維持するという目標を達成した。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td colspan="3">○　地域警察官による街頭活動の強化に必要な経費を予算措置した。
・　地域警察官の防弾資機材等の整備
（平成22年度予算：459百万円［21年度予算：508百万円］）
○　平成22年度において、初動警察活動強化のための職員を増員した。
○　平成22年度において、初動警察通信活動強化のための職員を増員した。
○　平成22年度において、警察情報通信の高度化に伴う教養体制強化のための職員を増員した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>施政方針演説等</td><td>年月日</td><td>記載事項（抜粋）</td></tr>
<tr><td>第166回国会内閣総理大臣施政方針演説</td><td>平成19年１月26日</td><td>全国各地域の防犯ボランティアのパトロールなどの活動を支援するとともに、本年春までに「空き交番ゼロ」を実現するなど「世界一安全な国、日本」の復活を目指します。</td></tr>
</table>

施策名	市民生活の安全と平穏の確保 少年非行の防止
施策の概要	少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を強化するとともに、再非行抑止のための立直り支援等を推進することにより、少年非行の防止を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** 業績指標①及び②はおおむね達成していることから、業績目標である「少年非行の防止」はおおむね達成したと認められる。 しかしながら、刑法犯少年の人口比は成人の約５倍となっており、少年による社会の耳目を集める事件も発生していることから、少年非行情勢は依然として予断を許さない状況にある。したがって、引き続き少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を推進するとともに、再非行抑止のための立直り支援等を推進する必要がある。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** 少年事件捜査に係る研修等により少年犯罪の的確な取締り及び街頭補導活動を推進するとともに、非行防止教室等による少年の規範意識の向上、関係機関・団体、ボランティア等との連携による立直り支援等のための諸対策を更に推進することとする。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 **業績指標①** 少年非行防止のための取組みの推進状況（刑法犯少年の検挙人員、人口比(注)、不良行為少年の補導人員、少年相談受理件数） 注：同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。 **達成目標：** 刑法犯少年を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 少年非行防止のための取組みの推進状況については、非行に至る前段階にある不良行為少年の補導人員が相当数あり、非行に至る前段階でその防止が図られたとも考えられ、刑法犯少年の検挙人員、非行問題に関する少年相談受理件数がいずれも減少しており、少年非行の防止という目標をおおむね達成したと認められる。
	業績指標② 非行少年の立直り支援の状況（関係機関等と連携した非行少年の立直り支援事例等） **達成目標：** 非行少年の立直り支援を的確に推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 非行少年の立直り支援の状況については、少年サポートセンターが関係機関・団体、ボランティア等と連携して地域の実情に応じた様々な立直り支援を実施したり、警察官・警察職員が少年の話し相手となるなどの取組みを行うとともに、これらの取組みをより一層推進するため、少年問題に係る実践例等に基づいてその問題点や対応策等を検討するブロック協議会を全国各地で行ったこと、また、少年サポートセンターの設置数も増加していることから、非行少年の立直り支援を的確に推進するという目標をおおむね達成した。
政策評価の結果の政策への反映状況	○　少年非行の防止を推進するための経費を予算措置した。 ・　少年非行防止資料等の作成（平成22年度予算：４百万円[21年度予算：４百万円]） ・　少年非行防止及び規範意識の向上のための対策強化（平成22年度予算：５百万円[新規]） ○　非行集団等の取締り及び街頭補導活動の強化や少年の特性や少年審判の特質を踏まえた少年事件捜査・調査が行われるよう指導を行うこととした。また、少年の規範意識を醸成するための非行防止教室等の開催や少年の居場所づくり等、少年の立ち直り支援を関係機関と連携して引き続き推進するなど少年の非行防止に向けた取組みを充実強化することとした。 ○　平成22年度地方財政計画において、スクールサポーターの導入に要する経費が容認された。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
青少年育成施策大綱（青少年育成推進本部決定）	平成15年12月	４＜年齢期ごとの施策の基本的方向＞（２）（３） ５＜特定の状況にある青少年に関する施策の基本的方向＞（３） ６＜支援のための環境整備施策の基本的方向＞（１）
犯罪から子どもを守るための対策（犯罪対策閣僚会議決定）	平成17年12月	第１章＜登下校時の安全確保等のための対策＞ 第２節２＜地域における対策＞（２）

	子ども安全・安心加速化プラン	平成18年６月	Ⅰ＜地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る＞１（１)、４（２） Ⅱ＜子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む＞１（１） Ⅲ＜困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する＞１（１）（２）（３）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第２　１＜少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進＞

施策名	市民生活の安全と平穏の確保 犯罪等からの少年の保護
施策の概要	児童買春・児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）の取締りと被害少年の発見・保護活動等を推進することにより、犯罪等からの少年の保護を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** 業績指標①及び②はおおむね達成していることから、業績目標である「犯罪等からの少年の保護」はおおむね達成したと認められる。 しかしながら、依然として少年の福祉犯被害が後を絶たない現状があることから、これらの事犯の取締りと被害少年保護対策を更に推進する必要がある。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** 福祉犯捜査に係る研修等により福祉犯の取締りを引き続き強化するとともに、フィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動を推進するなど、子どもを取り巻く有害環境対策に取り組んでいくこととする。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 **業績指標①** 福祉犯の取締りの推進状況（福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数） **達成目標：** 福祉犯の被害少年の保護を図る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 福祉犯の取締りの推進状況については、福祉犯被害少年の数は減少したものの、福祉犯の検挙件数及び検挙人員が増加したことから、福祉犯の取締りが推進され、福祉犯の被害少年の保護を図るという目標をおおむね達成した。
	業績指標② 被害少年の支援等の状況（犯罪被害に係る少年相談受理件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例） **達成目標：** 被害少年に対する支援を推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 被害少年の支援等の状況については、少年相談受理件数は減少しているものの、福祉犯被害少年に対し、少年サポートセンターの少年補導職員らによる精神的ケア、料理教室や折り紙などの体験活動を通じた立直り支援、家庭環境の整備を図るための保護者への助言指導など、被害少年に対する支援の充実を図っていることから、被害少年に対する支援を推進するという目標をおおむね達成した。
政策評価の結果の政策への反映状況	○　犯罪等からの少年の保護を推進するための経費を予算措置した。 ・　ＣＳＥＣ東南アジア国外犯情報交換会議の開催（平成22年度予算：５百万円[21年度予算：６百万円]） ・　児童ポルノの根絶に向けた重点プログラムに基づく児童ポルノ対策の推進（平成22年度予算：27百万円[新規]） ・　被害少年サポーター謝金等（平成22年度予算：105百万円[21年度予算：105百万円]） ○　平成22年度において、児童ポルノ事犯対策を統括するための機構（生活安全局少年課児童ポルノ対策官）を新設した。 ○　平成22年度において、児童ポルノの根絶に向けた対策の推進のための職員を増員した。 ○　児童買春、児童ポルノ事犯をはじめとする福祉犯の取締りを強化するとともに被害少年に対して少年サポートセンターが中心となり、少年補導職員等による継続的なカウンセリングを行うなどの支援を行うこととした。 ○　「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し、児童ポルノの根絶に向けた総合的な対策を推進している。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	青少年育成施策大綱	平成15年12月	５＜特定の状況にある青少年に関する施策の基本的方向＞（４） ６＜支援のための環境整備施策の基本的方向＞（４）
	犯罪から子どもを守るための対策	平成17年12月	第１章＜登下校時の安全確保等のための対策＞ 第２節２＜地域における対策＞（２）
	子ども安全・安心加速化プラン	平成18年６月	Ⅰ＜地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る＞１（１）、４（２） Ⅱ＜子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれな

			い力を地域で育む＞１（１） Ⅲ＜困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する＞１（１）（２）（３）
	青少年育成施策大綱（青少年育成推進本部決定）	平成20年12月	５（３）［２］＜青少年を取り巻く有害環境への対応＞

<table>
<tr><td>施策名</td><td colspan="3">市民生活の安全と平穏の確保
良好な生活環境の保持</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td colspan="3">風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や風俗関係事犯の取締りを推進すること等により、良好な生活環境を保持する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td colspan="3">【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①及び②は達成していることから、業績目標である「良好な生活環境の保持」は達成したと認められる。
しかしながら、繁華街・歓楽街を中心に、いまだ違法性風俗店等が根絶されていないことから、引き続き風俗関係事犯の取締り等を行う必要がある。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
繁華街・歓楽街を中心に、いまだ違法性風俗店等が根絶されていないことから、違法性風俗店等に対し、各種法令を積極的に活用した取締りを行うなど、風俗関係事犯の効果的な取締り等を推進するとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化を推進すること等により、良好な生活環境の保持を図っていくこととする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員
達成目標：
風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回る。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
20年中の風俗関係事犯の検挙件数は7,863事件と、15年から19年までの平均検挙件数7,298事件に比べ565事件(7.7%)多く、20年中の検挙人員は7,967人と、15年から19年までの平均検挙人員7,889人に比べ78人（1.0%）多く、目標を達成した。</td></tr>
<tr><td colspan="3">業績指標②
風俗営業等に対する行政処分件数
達成目標：
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分件数で過去５年間の平均を上回る。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
20年中の風俗営業等に対する行政処分件数は8,864件と、15年から19年までの平均行政処分件数7,096件に比べ1,768件（24.9%）多く、目標を達成した。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td colspan="3">○　良好な生活環境の保持のための経費を予算措置した。
・　子供や女性を守るための匿名通報事業の実施
（平成22年度予算：21百万円［平成21年度予算：21百万円］）
・　人身取引事犯に対するコンタクトポイント会議の開催
（平成22年度予算：２百万円［平成21年度予算：２百万円］）
・　人身取引被害申告票の作成
（平成22年度予算：１百万円［平成21年度予算：１百万円］）
○　人身取引事犯の的確な把握、被害者の保護及び取締りの推進について各都道府県警察等に指示した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>施政方針演説等</td><td>年月日</td><td>記載事項（抜粋）</td></tr>
<tr><td>青少年育成施策大綱</td><td>平成20年12月</td><td>５（３）［２］＜青少年を取り巻く有害環境への対応＞</td></tr>
</table>

施策名	市民生活の安全と平穏の確保 経済犯罪、環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動、自然環境等の確保
施策の概要	経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪、環境を破壊する犯罪等の取締りの推進により、良好な経済活動、自然環境等の確保を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** 業績指標③は達成が十分とは言い難いものの、業績指標④及び⑤は達成し、業績指標①及び②もおおむね達成していることから、業績目標である「経済犯罪、環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動、自然環境等の確保」はおおむね達成したと認められる。 しかしながら、社会的弱者を狙う悪質商法や悪質な産業廃棄物事犯等が後を絶たないことから、経済犯罪、環境犯罪等の取締りを推進する必要がある。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** 国民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える経済犯罪、環境犯罪等の生活経済事犯については、「生活経済事犯対策推進要綱」（平成20年７月策定）に基づいて、関係機関・団体と連携しつつ、被害拡大防止に向けた事犯の早期認知・検挙、広報啓発、被害回復の援助等の施策を進めることにより、良好な経済活動、自然環境等の確保を図っていくこととする。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 **業績指標①** ヤミ金融事犯（注１）の検挙事件数及び検挙人員 注１：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（高金利）事件及び貸金業の規制等に関する法律違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件 **達成目標：** ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 20年中のヤミ金融事犯の検挙人員は860人と、15年から19年までの平均検挙人員915人に比べ55人（6.0%）少なかったが、検挙事件数は437事件と、15年から19年までの平均検挙事件数427事件に比べ10事件（2.3%）多く、目標をおおむね達成した。
	業績指標② 特定商取引等事犯（注２）の検挙事件数及び検挙人員 注２：特定商取引に関する法律違反事件及び特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。）に関連した詐欺、恐喝等の事件 **達成目標：** 特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 20年中の特定商取引等事犯の検挙人員は279人と、15年から19年までの平均検挙人員289人に比べ10人（3.5%）少なかったが、検挙事件数は142事件と、15年から19年までの平均検挙事件数103事件に比べ39事件（37.9%）多く、目標をおおむね達成した。
	業績指標③ 知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員 **達成目標：** 知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 20年中の知的財産権事犯の検挙人員は687人と、15年から19年までの平均検挙人員668人に比べ19人（2.8%）多かったが、検挙件数は1,135件と、15年から19年までの平均検挙件数1,265件に比べ130件（10.3%）少なく、目標の達成が十分とは言い難い。
	業績指標④ 廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員 **達成目標：** 廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 20年中の廃棄物事犯の検挙事件数は6,124事件と、15年から19年までの平均検挙事件数4,278事件に比べ1,846事件（43.2%）多く、検挙人員は7,602人と、15年から19年までの平均検挙人員5,858人に比べ1,744人（29.8%）多く、目標を達成した。
	業績指標⑤ 食の安全・安心に係る事犯（注３）の検挙事件数及び検挙人員 注３：食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯。なお、食品の産地等偽装表示事犯の検挙

	事件数及び検挙人員は、業績指標③知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員に重複計上されている。 **達成目標：** 食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 20年中の食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数は37事件と、15年から19年までの平均検挙事件数30事件に比べ７事件（23.3%）多く、検挙人員は91人と、15年から19年までの平均検挙人員53人に比べ38人（71.7%）多く、目標を達成した。
政策評価の結果の政策への反映状況	○　経済犯罪の取締りの推進による良好な経済活動の確保を図るために必要な経費を予算措置した。 ・　生活経済事犯関係執務資料 （平成22年度予算：１百万円［21年度予算：３百万円］） ○　平成22年度において、食の安全を脅かす事犯対策を強化するための職員を増員した。 ○　平成22年度において、消費者被害に係る事件対応強化のための職員を増員した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第４＜組織犯罪等からの経済、社会の防御＞３（３）
第168回国会内閣総理大臣所信表明演説	平成19年９月10日	食への信頼が揺らいでいます。正しい食品表示を徹底するとともに、水際における輸入食品の監視体制を強化します。
犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第１　４＜消費者の目線に立った生活経済事犯への対策＞

<table>
<tr><td rowspan="2">施策名</td><td colspan="3">犯罪捜査の的確な推進</td></tr>
<tr><td colspan="3">重要犯罪（注）に係る捜査の強化
注：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td colspan="3">犯罪の広域化・巧妙化が進み、「物からの捜査」等従来型手法による検挙が困難化するなど、捜査を取り巻く環境が悪化している現状にあることから、真の治安再生に向けて、重要犯罪の検挙を徹底するための取組みを進める。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td colspan="3">【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①はおおむね達成していることから、業績目標である「重要犯罪に係る捜査の強化」はおおむね達成したと認められる。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
国民の不安を払しょくするため、平成21年１月に運用を開始した情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、ＤＮＡ型鑑定・ＤＮＡ型データベースの積極的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、検視体制の強化、合同捜査及び共同捜査の推進等の取組みを推進し、重要犯罪に係る捜査の強化を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
各重要犯罪の検挙率
達成目標：
殺人、強盗、強姦等の各重要犯罪の検挙率の向上に努める。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
20年中の重要犯罪の検挙率は62.6%と、基準年のうち検挙率が最も高い19年の60.2%に比べると2.4ポイント上昇、15年から19年までの平均55.5%に比べ7.1ポイント上昇と、一定の向上が認められることから、目標はおおむね達成されたと認められる。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td colspan="3">○　引き続き重要犯罪に係る捜査の強化を図るために必要な経費を予算措置した。
・　犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する調査研究
（平成22年度予算：20百万円[新規]）
・　警察における死因究明に関する取組みの推進
（平成22年度予算：1,610百万円［21年度予算：1,468百万円、21年度補正予算（第１号）：87百万円、21年度補正予算（第２号）：63百万円］）
・　自動車ナンバー自動読取システムの更新・拡充
（平成 21 年度予算：1,613 百万円、21 年度補正予算（第１号）：20,711 百万円）
・　ＤＮＡ型鑑定基盤の強化
・　ＤＮＡ型鑑定機材の増強・更新
（平成21年度予算：93百万円、21年度補正予算（第１号）：5,658百万円）
・　犯罪鑑識官における被疑者ＤＮＡ型鑑定
（平成22年度予算：125百万円［21年度予算：351百万円、21年度補正予算（第１号）：318百万円］）
○　平成 22 年度において、適正な死体取扱業務を推進するための機構（刑事局捜査第一課検視指導室）を新設した。
○　平成 22 年度において、科学捜査力の充実を図るための警察署鑑識体制の強化及び一層緻密かつ適正な死体取扱業務を推進するための体制強化を図るため、地方警察官を増員した。
○　平成 22 年度において、犯罪の痕跡からの追跡可能性確保のための職員を増員した。
○　平成 22 年度において、電子機器解析手法の研究体制強化のための職員を増員した。
○　平成 22 年度において、都道府県警察の情報システム開発業務指導のための職員を増員した。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>記載事項（抜粋）</td><td>年月日</td><td>記載事項（抜粋）</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会実現のための行動計画</td><td>平成15年12月</td><td>第１＜平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止＞２－④</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会実現のための行動計画</td><td>平成15年12月</td><td>第５＜治安回復のための基盤整備＞－⑭</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会実現のための行動計画</td><td>平成15年12月</td><td>第５＜治安回復のための基盤整備＞－⑥</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008</td><td>平成20年12月</td><td>第７（治安再生のための基盤整備）２－②、③、④、⑥、⑨</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">施策名</td><td colspan="3">犯罪捜査の的確な推進</td></tr>
<tr><td colspan="3">重要窃盗犯（注）に係る捜査の強化
注：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td colspan="3">重要窃盗犯は国民に大きな不安を与えるものであるため、その検挙を推進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td colspan="3">【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①はおおむね達成していることから、業績目標である「重要窃盗犯に係る捜査の強化」はおおむね達成したと認められる。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
国民の不安を払しょくするため、平成21年１月に運用を開始した情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、ＤＮＡ型鑑定・ＤＮＡ型データベースの積極的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、合同捜査及び共同捜査の推進等重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
各重要窃盗犯の検挙率
達成目標：
侵入窃盗、自動車盗等の各重要窃盗犯の検挙率の向上に努める。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
20年中の重要窃盗犯の検挙率は53.6%と、基準年のうち検挙率が最も高い19年の51.4%に比べ2.2ポイント上昇、15年から19年までの平均38.1%に比べ15.5ポイント上昇と、一定の向上が認められることから、目標はおおむね達成されたと認められる。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td colspan="3">○　引き続き重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るために必要な経費を予算措置した。
・　自動車ナンバー自動読取システムの更新・拡充
（平成21年度予算：1,613百万円、21年度補正予算（第１号）：20,711百万円）
・　ＤＮＡ型鑑定基盤の強化
・　ＤＮＡ型鑑定機材の増強・更新
（平成21年度予算：93百万円、21年度補正予算（第１号）：5,658百万円）
・　犯罪鑑識官における被疑者ＤＮＡ型鑑定
（平成22年度予算：125百万円［21年度予算：351百万円、21年度補正予算（第１号）：318百万円］）
○　平成22年度において、犯罪の痕跡からの追跡可能性確保のための職員を増員した。
○　平成22年度において、電子機器解析手法の研究体制強化のための職員を増員した。
○　平成22年度において、都道府県警察の情報システム開発業務指導のための職員を増員した。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>記載事項（抜粋）</td><td>年月日</td><td>記載事項（抜粋）</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会実現のための行動計画</td><td>平成15年12月</td><td>第１＜平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止＞２－④</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会実現のための行動計画</td><td>平成15年12月</td><td>第５＜治安回復のための基盤整備＞－⑭</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会実現のための行動計画</td><td>平成15年12月</td><td>第５＜治安回復のための基盤整備＞－⑥</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008</td><td>平成20年12月</td><td>第７（治安再生のための基盤整備）２－③、④、⑨</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">施策名</td><td colspan="3">犯罪捜査の的確な推進</td></tr>
<tr><td colspan="3">政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td colspan="3">贈収賄事件、公職選挙法違反事件、企業幹部らによる組織的詐欺事件等は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td colspan="3">【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①はおおむね達成していることから、業績目標である「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」はおおむね達成したと認められる。
しかしながら、これら不正の追及を求める国民の期待は依然として高いことから、引き続き、構造的不正の追及を強化する必要がある。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
引き続き、政治・行政・経済をめぐる構造的不正の追及の強化を図っていくこととする。
特に、研修内容の充実や捜査員の育成強化に努めるとともに、不正の実態に応じて刑罰法令を幅広く適用するなどして不正の追及の強化を推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例）
達成目標：
政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙を推進する。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙事件数及び金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は、15年から19年までの平均値に比べ共に少なかったものの、急増していた振り込め詐欺・恐喝に対し、20年７月以降、体制を増強し、検挙を大幅に増加させ被害の減少を図る中で、社会的反響の大きい事件、消費者保護等に資する事件を検挙していることから、これらを総合的に判断すると、政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙は、おおむね推進されたと認められる。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td colspan="3">○　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化を一層推進して行くために必要な経費を予算措置した。
・　民商事関係執務資料の印刷製本
（平成22年度予算：５百万円[新規]）
・　知能犯関係執務資料の印刷製本
（平成22年度予算：５百万円［21年度予算：５百万円］）
・　捜査員の研修に要する経費
（平成22年度予算：25百万円[21年度予算：27百万円]）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>記載事項（抜粋）</td><td>年月日</td><td>記載事項（抜粋）</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

施策名	犯罪捜査の的確な推進 振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
施策の概要	振り込め詐欺・恐喝(注)を始め、被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性の高い知能犯罪が依然として多発している。これらの犯行手口は日々巧妙化・多様化し、国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。 注：いわゆるオレオレ詐欺・恐喝（親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補てん金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺又は同様の手口による恐喝）、架空請求詐欺・恐喝（架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺又は同様の手口による恐喝）、融資保証金詐欺（融資を受けるための保証金の名目で現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺）及び還付金等詐欺（社会保険事務所等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装って現金自動預払機（ＡＴＭ）を操作させて口座間送金させる手口による電子計算機使用詐欺）
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** 業績指標②は達成しているものの、業績指標①は達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化」は達成が十分とは言い難い。 19年と比較して20年の振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額が増加した主な要因は、18年６月ころから認知され始めた還付金等詐欺及び手口が巧妙化したオレオレ詐欺・恐喝の被害の増加にあると考えられる。 なお、20年７月以降、体制を増強し、検挙を大幅に増加させるとともに、オレオレ詐欺・恐喝と還付金等詐欺の主な被害者層である高齢者に対して重点的に対策を行ったことにより、同年下半期は、オレオレ詐欺・恐喝及び還付金等詐欺の認知件数及び被害総額は減少し、振り込め詐欺・恐喝全体の認知件数及び被害総額も減少した。さらに、検挙率も19年と比べて20年は上昇しており、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化は、一定の成果を示していると言える。 20年下半期の認知件数及び被害総額は減少傾向を示しており、また、21年の振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額は共に前年同時期を大きく下回っているものの、いまだに１か月に10億円近い被害が生じていることから、今後とも警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進する必要がある。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** 振り込め詐欺対策に必要な資機材及び体制の整備を進めつつ、警察庁の「振り込め詐欺対策室」及び各都道府県警察の「司令塔」の下、手口の多様化に即した諸対策の推進、発生状況の分析の徹底、国民一人一人の心に響く広報活動の実施等被害減少のための施策を推進する。また、検挙件数及び検挙人員については19年を上回ったものの、依然として深刻な被害状況にあることにかんがみ、引き続き、戦略的な取締活動を推進することとする。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 **業績指標①** 振り込め詐欺・恐喝の発生状況（認知件数及び被害総額） **達成目標：** 振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。 基準年：19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 20年中の振り込め詐欺・恐喝の認知件数は２万481件、被害総額は275億9,438万9,498円で、それぞれ19年に比べ認知件数は2,551件（14.2%）、被害総額は24億5,196万7,710円（9.8%）と、いずれも増加したことから、達成が十分とは言い難い。
	業績指標② 振り込め詐欺・恐喝の検挙状況（検挙件数及び検挙人員） **達成目標：** 振り込め詐欺・恐喝の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させる。 基準年：19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 20年中の振り込め詐欺・恐喝の検挙件数は4,400件、検挙人員は699人と、それぞれ19年に比べ、検挙件数は1,321件（42.9%）、検挙人員は245人（54.0%）と、いずれも増加したことから、目標を達成した。
政策評価の結果の政策への反映状況	○　振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化を一層推進していくために必要な経費を予算措置した。 ・　振り込め詐欺撲滅に向けた諸対策の推進に係る経費 （平成21年度補正予算（第１号）：1,286百万円） ・　知能犯情報管理業務用端末の増強整備

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">（平成22年度予算：６百万円[新規]）
・　捜査員の研修に係る経費
（平成22年度予算：１百万円[新規]）
○　平成22年度において、振り込め詐欺対策を強化するための職員を増員した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>記載事項（抜粋）</td><td>年月日</td><td>記載事項（抜粋）</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会実現のための行動計画</td><td>平成15年12月</td><td>第１＜平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止＞２－⑫、⑬</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008</td><td>平成20年12月</td><td>第１－３　振り込め詐欺対策の強化</td></tr>
</table>

施策名	犯罪捜査の的確な推進 科学技術を活用した捜査の更なる推進
施策の概要	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入等を図ることにより、科学技術を活用した捜査を更に推進する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** 業績指標①、②、④は達成し、業績指標③もおおむね達成していることから、業績目標である「科学技術を活用した捜査の更なる推進」はおおむね達成したと認められる。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** 科学技術を活用した捜査を一層推進していくため、ＤＮＡ型鑑定機材等鑑識資機材の整備・充実や体制の強化を図る。また、指掌紋自動識別システム等の鑑識関係システムを有効に活用するとともに、現場鑑識活動の強化に向けて取組みを進めていくことにする。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 **業績指標①** ＤＮＡ型鑑定の活用状況（鑑定事件数及び効果的事例） **達成目標：** ＤＮＡ型鑑定の鑑定事件数の過去５年間の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型鑑定の効果的な活用を更に推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** ＤＮＡ型鑑定事件数は、平成元年の導入以降、増加を続けている。20年中のＤＮＡ型鑑定事件数は３万74件となっており、19年に比べ8,885件（41.9%）増加し、目標を達成した。
	業績指標② ＤＮＡ型データベース（注１）の活用状況（活用件数及び効果的事例） 注１：平成20年実績評価計画書においては「ＤＮＡ型記録検索システム」としていたところ、21年１月、同システムを廃止し、警察情報管理システムの一環としてＤＮＡ型照会業務のオンライン化を図ったことから、これを「ＤＮＡ型データベース」と呼称することとする。 **達成目標：** ＤＮＡ型データベースの過去３年間の活用件数の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型データベースの効果的な活用を更に推進する。 基準年:17～19年　達成年:20年 **効果の把握の結果：** 余罪照会（注２）により、20年中に被疑者が確認された事件数は1,988件で19年に比べ715件（55.7%）増加し、同一犯行照会（注３）により20年中に同一犯行と確認された事件数は、1,678件で19年に比べ574件（52.0%）増加しており、目標を達成した。 注２：ＤＮＡ型データベースを用いて、都道府県警察から送られた被疑者ＤＮＡ型記録と検索システム上の遺留ＤＮＡ型記録との対照を行う照会 注３：ＤＮＡ型データベースを用いて、都道府県警察から送られた遺留ＤＮＡ型記録と検索システム上の遺留ＤＮＡ型記録との対照を行う照会
	業績指標③ 掌紋業務における指掌紋自動識別システム（注４）の活用状況（活用件数及び効果的事例） 注４：犯罪現場等から採取した指掌紋及び被疑者から採取した指掌紋を事前に登録し、照会した指掌紋と自動的に照合を行い、犯人を特定するシステム。19年に指紋自動識別システムと掌紋自動識別システムを統合して最適化した。 **達成目標：** 掌紋業務における指掌紋自動識別システムの活用件数を増加させる。また、掌紋業務における指掌紋自動識別システムの効果的な活用を更に推進する。 基準年：15～19年（注５）　　達成年：20年 注５：15～18年は旧システム **効果の把握の結果：** 20年中の遺留掌紋照会件数は２万5,932件で、19年に比べ1,563件（5.7%）減少し、遺留掌紋確認件数は4,064件で、19年に比べ62件（1.5%）減少したが、おおむね同水準で推移しており、照会件数が減少傾向にあった16年から18年と比べると、照会件数及び確認件数共に確実に増加していることから、捜査における積極的な活用はおおむね図られたと認められる。
	業績指標④ 画像処理装置の活用状況（画像処理件数及び効果的事例） **達成目標：**

	画像処理件数の過去５年間の増加傾向を維持する。また、画像処理の効果的な活用を更に推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 20年中の画像処理件数は、３万5,492件で、19年に比べ5,023件（16.5%）増加し、目標を達成した。
政策評価の結果の政策への反映状況	○　科学技術を活用した捜査を一層推進していくために必要な経費を予算措置した。 ・　ＤＮＡ型鑑定基盤の強化 ・　ＤＮＡ型鑑定機材の増強・更新 （平成21年度予算：93百万円、21年度補正予算（第１号）：5,658百万円） ・　犯罪鑑識官における被疑者ＤＮＡ型鑑定 （平成22年度予算：125百万円［21年度予算：351百万円、21年度補正予算（第１号）：318百万円］） ・　第一線警察における科学捜査力の強化 （平成22年度予算：13百万円［21年度予算：298百万円、21年度補正予算（第１号）：4,122百万円、21年度補正予算（第２号）：925百万円］） ○　平成22年度において、科学捜査力の充実を図るための警察署鑑識体制の強化を図るため、地方警察官を増員した。 ○　平成22年度において、火災のコンピュータシミュレーションを用いた鑑定手法の研究のための職員を増員した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	**記載事項（抜粋）**	**年月日**	**記載事項（抜粋）**
	犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第５＜治安回復のための基盤整備＞－⑥
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第７（治安再生のための基盤整備）２－④、⑦

施策名	組織犯罪対策の強化 暴力団の存立基盤の弱体化
施策の概要	暴力団は、社会活動の変化に応じて、様々な分野において、組織的な犯罪行為を敢行しながら経済的利益を求めて、資金獲得活動を行っており、暴力団の資金源対策に重点的に取り組むことによって、暴力団の存立基盤の弱体化を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** 業績指標①、②及び③は達成していることから、業績目標である「暴力団の存立基盤の弱体化」は達成したと認められる。 しかし、依然として、暴力団は、資金獲得活動を多様化させ、獲得した資金を巧妙に隠匿するなど不透明化を図っていること、参考指標にみられるとおり暴力団構成員等の検挙人員が減少していること及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づく行政命令の発出件数が減少傾向にあることから、引き続き、暴力団の存立基盤の弱体化を図るため、暴力団組織の実態把握の強化と取締り等の諸対策を推進し、資金のはく奪実績の向上を図る必要がある。 また、暴力団犯罪被害者や地域住民と一体となった民事訴訟支援並びに行政、企業及び地域における暴力排除活動について、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会と連携し、強力に展開していく必要がある。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** 暴力団の資金獲得実態や組織実態等の解明を推進するとともに、徹底した取締りや、暴力団対策法に基づく行政命令の積極的な発出によって、暴力団の存立基盤の弱体化に向けた諸対策を強力に推進していくこととする。 また、公共工事や企業活動からの暴力排除活動を推進して、暴力団の資金源の封圧に努め、国民の経済活動の健全性を確保するとともに、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会等と連携して、暴力団を相手方とする民事訴訟支援、社会復帰対策を推進していくこととする。 さらに、昨年は、改正暴力団対策法が成立し、施行されたことから、同法の厳正かつ的確な運用を図っていくこととする。 **【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】** **業績指標①** コンプライアンス条例等の制定率及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「企業指針」という。）の普及状況（事例） **達成目標：** 地方公共団体におけるコンプライアンス条例等の制定率を向上させるとともに、企業指針を企業に普及させる。 基準年：19年　　達成率：20年 **効果の把握の結果：** コンプライアンス条例等の制定率が向上し、ほぼ100%に達成している上、近年、暴力団が資金獲得活動の矛先として触手を伸ばしている金融・証券取引業界においても、順調に企業指針が普及・反映されていることから、達成されたと認められる。 **業績指標②** 地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率 (注) 注：すべての地方公共団体のうち、暴力団排除要綱等を整備している地方公共団体の割合 **達成目標：** 地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率を向上させる。 基準年：19年　　達成率：20年 **効果の把握の結果：** 整備率が向上したことから、達成されたと認められる。 **業績指標③** 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 **達成目標：** 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法第９条（法人等経営支配）、第10条（犯罪収益等隠匿）、第11条（犯罪収益等収受）及び第23条（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定の適用件数が年々増加し、没収保全額も増加傾向にあることから、達成されたと認められる。
政策評価の結果の政策への反映状	○　暴力団の資金源対策や暴力排除活動を推進するための資機材の整備に要する経費を予算措置した。 （平成 22 年度予算：410 百万円[21 年度予算：140 百万円、21 年度補正予算（第１号）：

況	741 百万円]） ○　平成22年度において、暴力団犯罪による被害回復を促進するための職員を増員した。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第４－１　組織犯罪対策、暴力団対策の推進
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第４－１　暴力団対策等
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第４－２　マネー・ロンダリング対策

施策名	組織犯罪対策の強化 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
施策の概要	我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から流入し、密売されていること及び薬物乱用による幻覚・妄想等が凶悪な事件を引き起こすこともあり、社会の安全を脅かすものであることから、密輸・密売にかかわる組織の取締りを強化し、これら組織に打撃を与える。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** 業績指標①及び②は達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化」は達成が十分とは言い難い。 覚せい剤事犯の暴力団構成員等の検挙人員に占める暴力団首領・幹部の割合の減少については、組織防衛の強化により首領・幹部の検挙に結び付く情報や証拠を入手するのが困難となっていることが原因と考えられ、また、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額の減少については、犯罪組織による薬物犯罪収益の隠匿手口が巧妙化していることが原因と考えられる。 今後は、薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領・幹部の検挙に向けた突き上げ捜査を引き続き徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の資金の流れに着目して薬物犯罪収益の更なる没収保全に努めるなど、薬物密輸・密売組織の弱体化に努める必要がある。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** 薬物密輸・密売組織の取締りを更に強化し、これらの組織に打撃を与える。 また、薬物密輸・密売組織における薬物犯罪収益の解明を図り、没収保全額を増加させるとともに、これらの組織に対する捜査を推進するための装備資機材の充実等を図る。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 **業績指標①** 覚せい剤事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合及び内数として暴力団首領・幹部の割合 **達成目標：** 覚せい剤事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合等を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 覚せい剤事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合は15年から19年までの平均を上回ったものの、暴力団構成員等の検挙人員に占める暴力団首領・幹部の割合が15年から19年までの平均を下回ったことから、達成が十分であるとは言い難い。
	業績指標② 麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 **達成目標：** 麻薬特例法第５条（業として行う不法輸入等）、第６条（薬物犯罪収益等隠匿）、第７条（薬物犯罪収益等収受）及び第19条第３項（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 麻薬特例法第５条及び第６条の適用件数は15年から19年までの平均を大幅に上回ったものの、第７条については平均件数と同数であり、また、第19条に基づく起訴前の没収保全による没収額については、平均を大きく下回っていることから、達成が十分であるとは言い難い。
政策評価の結果の政策への反映状況	○　薬物密輸・密売組織の取締りの強化に要する経費を予算措置した。 （平成22年度予算：20百万円〔21年度予算：４百万円、21年度補正予算（第１号）：117百万円〕） ○　平成22年度において、犯罪組織の犯罪収益取締りの推進のための職員を増員した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第４－１　組織犯罪対策、暴力団対策の推進
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第４－２　薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第３－３－①　来日外国人犯罪の取締りと適切な刑事処分の推進 第３－４－②　外国関係機関との連携強化
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第４－１　暴力団対策等

	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第４－４　薬物対策の推進
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第３－４　国際組織犯罪対策
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第４－２　マネー・ロンダリング対策

施策名	組織犯罪対策の強化 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
施策の概要	暴力団等の犯罪組織が依然としてけん銃を組織的に管理し、対立抗争に際して銃器発砲事件を引き起こしていることから、これら組織からのけん銃の押収を図るとともに、けん銃等に係る銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件の取締りを強化し、銃器に係る脅威から国民の生命、身体の安全を確保する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** 業績指標①は達成しているものの、業績指標②及び③は達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化」は達成が十分とは言い難い。 暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員、押収丁数及び武器庫事件の検挙件数の減少については、けん銃情報の潜在化及びけん銃の隠匿手口の巧妙化により、けん銃の押収が困難となっていることが原因と考えられることから、今後、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な捜索の実施等の対策を講ずる必要がある。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** 暴力団等犯罪組織からのけん銃の押収を図るとともに、暴力団等犯罪組織による銃刀法違反事件の取締りを更に強化し、銃器に係る脅威から国民の生命及び身体の安全を確保するよう努める。 特に、けん銃情報の潜在化及びけん銃の隠匿手口の巧妙化については、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な捜索の実施等の対策を講ずる必要があることから、けん銃110番報奨制度の活用、装備資機材の充実等を図る。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 **業績指標①** 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数 **達成目標：** 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数を減少させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は、15年から19年までの平均を大幅に下回ったことから、達成されたと認められる。
	業績指標② けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合及び内数として暴力団首領・幹部の割合 **達成目標：** けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合等を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合及び暴力団構成員等の検挙人員に占める暴力団首領・幹部の検挙人員の割合が、ともに15年から19年までの平均を下回ったことから、達成が十分とは言い難い。
	業績指標③ 武器庫事件の検挙件数及び押収丁数 **達成目標：** 武器庫事件（暴力団等犯罪組織の組織管理に係る３丁以上のけん銃押収事件）の検挙件数及び押収丁数を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 検挙件数及び押収丁数とも15年から19年までの平均を下回ったことから、達成が十分とは言い難い。
政策評価の結果の政策への反映状況	○　組織犯罪の取締体制を強化するための基盤整備に要する経費を予算措置した。 （平成22年度予算：13百万円[21年度予算：22百万円]）

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第４－１　組織犯罪対策、暴力団対策の推進
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第４－２　薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現

	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第３－３－①　来日外国人犯罪の取締りと適切な刑事処分の推進 第３－４－②　外国関係機関との連携強化
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第４－１　暴力団対策等
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第４－３　銃器対策の推進
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第３－４　国際組織犯罪対策

<table>
<tr><td>施策名</td><td>組織犯罪対策の強化
来日外国人犯罪対策の強化</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td>来日外国人犯罪をめぐる情勢は依然として厳しいことから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、国内外の関係機関との連携を強化するための基盤を整えること等により、国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明及び事件検挙を強化するなど来日外国人犯罪対策を強化する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td>【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①はおおむね達成し、業績指標②も達成していることから、業績目標である「来日外国人犯罪対策の強化」はおおむね達成したと認められる。
しかしながら、来日外国人犯罪は検挙人員・件数が高い数値で推移しており、10年前と比較して、身近な犯罪である侵入盗犯の検挙件数の増加、刑法犯の共犯率の増加がみられるなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は依然として厳しいことから、今後も継続して取締りの強化を図っていく必要がある。
また、引き続き、実効ある来日外国人犯罪対策を推進するため、国内関係機関だけでなく、外国治安機関との連携を強化し、ＩＣＰＯ等を通じた情報交換をさらに積極的に行い、時々刻々と変化する国際組織犯罪の実態を解明し、徹底した検挙に努めていく必要がある。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
国内関係機関との連携を強化し、情報を共有するなどして犯罪インフラに係る事犯及びその背景にある組織の実態解明と検挙を推進し、国際犯罪組織の検挙を図っていくとともに、ＩＣＰＯを通じた情報交換等、外国の治安当局との捜査協力をさらに積極的に行うことにより、国境を越えて犯罪を敢行している国際組織犯罪の情報収集に努め、取締りを強化して、国際犯罪組織の根絶に向けた取組みを充実させていく。</td></tr>
<tr><td>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況（事例）
達成目標：
国際犯罪組織の取締りを強化する。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
来日外国人らによる組織的な背景を有する不法滞在助長等の犯罪インフラ事犯につき、組織の壊滅に至る大規模かつ効果的な検挙を行った事例があり、組織的な背景を有する事件等につき、組織実態の解明に至る検挙を行った事例があることから、おおむね達成されたと認められる。</td></tr>
<tr><td>業績指標②
ＩＣＰＯを通じた情報の受・発信数
達成目標：
ＩＣＰＯを通じた積極的な情報交換等による国際組織犯罪の取締りを強化する。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
ＩＣＰＯを通じた情報の受・発信の総数が15年から19年までの５年間の平均値を上回っており、ＩＣＰＯを通じた情報交換により、国外関係機関と連携して国外逃亡被疑者を検挙した事例及び二国間にまたがる国際犯罪組織を摘発した事例もみられたことから、達成されたと認められる。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td>○　来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進に要する経費を予算措置した。
（平成22年度予算：69百万円［21年度予算：38百万円、21年度補正予算（第１号）：145百万円］）
○　平成22年度において、外国人集住地域総合対策推進のための職員を増員した。
○　平成22年度において、国際的な連携推進に必要な翻訳業務の体制強化のための職員を増員した。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td><table>
<tr><th>施政方針演説等</th><th>年月日</th><th>記載事項（抜粋）</th></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会の実現のための行動計画</td><td>平成15年12月</td><td>第３－３－①　来日外国人犯罪の取締りと適切な刑事処分の推進
第３－４－②　外国関係機関との連携強化</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008</td><td>平成20年12月</td><td>第３－２－⑥　不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008</td><td>平成20年12月</td><td>第３－４－①　外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第３－４－③　地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第３－４－⑤　国際組織犯罪に対する捜査体制の整備

施策名	組織犯罪対策の強化 犯罪収益対策の推進
施策の概要	犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これを移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪組織の取締りを一層推進するとともに、犯罪による収益の移転を防止し、これをはく奪する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** 業績指標①、②及び④は達成しており、業績指標③もおおむね達成していることから、業績目標である「犯罪収益対策の推進」はおおむね達成したと認められる。 しかしながら、暴力団などの犯罪組織が蓄えた犯罪収益は、新たな犯罪のための運転資金や武器の調達等のための費用等に充てられ、犯罪組織を維持・強化するとともに、組織的な犯罪を助長していることから、犯罪組織を弱体化・壊滅するために、疑わしい取引に関する情報、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び麻薬特例法を活用して犯罪収益のはく奪を一層推進していく必要がある。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** ＦＩＵ機能の強化のため、平成21年度は17人の増員が認められたところ、その趣旨を踏まえ、外国ＦＩＵとの緊密な連携を図りながら、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき届け出られた疑わしい取引に関する情報について、迅速かつ的確な分析を行う能力の強化を図っていくこととする。 また、麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収額が減少したことから、今後は薬物密輸・密売組織の資金の流れに着目して薬物犯罪収益の更なる没収保全に努めるとともに、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法の関係法令のほか、疑わしい取引に関する情報を活用し、マネー・ローンダリングの関与者の的確な検挙、犯罪収益のはく奪を徹底し、犯罪収益がマネー・ローンダリングを含む犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大に利用されること等の防止を図っていくこととする。これらの施策を強力に推進するため都道府県警察を指導する要員を増強するとともに疑わしい取引に関する届出件数の増加傾向を踏まえＦＩＵの体制増強を図ることとする。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 **業績指標①** 疑わしい取引の届出件数 **達成目標：** 疑わしい取引の届出件数を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 疑わしい取引の届出件数が増加傾向を維持し、前年比48.9%増の届出であったことから達成されたと認められる。
	業績指標② 疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数 **達成目標：** 疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数が増加傾向を維持し、前年比76.8%増加したことから達成されたと認められる。
	業績指標③ 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 **達成目標：** 組織的犯罪処罰法（第９条、第10条、第11条、第23条）及び麻薬特例法（第５条、第６条、第７条、第19条第３項）の適用件数及び没収保全額を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全額が15年から19年までの平均を下回ったものの、組織的犯罪処罰法の適用件数及び起訴前の没収保全額並びに麻薬特例法の適用件数が15年から19年までの平均を上回り、又は同数であったことから、おおむね達成されたと認められる。
	業績指標④ 外国ＦＩＵ(注1)とのMOU(注2)締結件数 注１：Financial Intelligence Unit（資金情報機関）の略。「マネー・ローンダリング情報の受

理・分析・提供を行う単一の政府機関」のことであり、金融機関等による疑わしい取引の届出に関する情報を犯罪捜査に有効に活用できるようにするため、各国が情報を一元的に集約・分析して捜査機関等に提供する機関として設置している。我が国のＦＩＵは、ＪＡＦＩＣ（Japan Financial Intelligence Center）との名称が国際的に通用している。

注２：Memorandum of Understandingの略。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る資金情報の交換に関する当局間文書

達成目標：

外国ＦＩＵとのＭＯＵの締結件数を増加させる。

基準年：15～19年　　達成年：20年

効果の把握の結果：

我が国と緊密な関係にある国と締結できた上、ＭＯＵの締結件数が15年から19年までの平均を上回ったことから達成されたと認められる。

政策評価の結果の政策への反映状況

○　犯罪収益対策の強化に要する経費を予算措置した。
（平成22年度予算：６百万円〔21年度予算：21百万円、21年度補正予算（第１号）：12百万円〕）

○　平成22年度において、犯罪組織の犯罪収益取締りの推進、疑わしい取引に関する情報の分析体制強化及び海外送金の実態解明のための職員を増員した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第４－１　組織犯罪対策、暴力団対策の推進
犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第４－２　マネー・ロンダリング対策
犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第６－３　テロの手段を封じ込める対策の強化

<table>
<tr><td rowspan="2">施策名</td><td colspan="3">安全かつ快適な交通の確保
～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～</td></tr>
<tr><td colspan="3">歩行者・自転車利用者の安全確保</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td colspan="3">全交通事故死者数に占める歩行中や自転車乗用中の割合は高く、近年自転車事故も増加するなどしていることから、歩行者・自転車利用者対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全を確保する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td colspan="3">【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標②は達成が十分とは言い難いものの、歩行者・自転車利用者の安全確保について最も重要な指標である業績目標①は達成に向けて推移していることから、総合的に捉えて、業績目標である「歩行者・自転車利用者の安全確保」はおおむね達成に向け推移していると認められる。
達成が不十分であった自転車と歩行者との交通事故件数の減少については、今後、自転車の安全利用に係る対策を推進する必要がある。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
改正道路交通法による自転車の通行ルール等の改正を契機として、自転車と歩行者との交通事故件数を減少させるため、通行環境整備の推進、幅広い自転車利用者に対する通行ルールの周知と安全教育の推進、街頭における指導啓発活動及び取締りの強化等の施策を推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数
達成目標：
歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を２割以上減少させる。
基準年：17年　　達成年：22年
効果の把握の結果：
20年中の歩行中の交通事故死者数は1,721人と、基準年である17年に比べ383人（18.2%）、18年に比べ330人（16.1%）、19年に比べ222人（11.4%）、20年中の自転車乗車中の交通事故死者数は717人と、基準年である17年に比べ129人（15.2%）、18年に比べ95人（11.7%）、19年に比べ28人（3.8%）それぞれ減少しており、いずれも減少傾向にあることから、達成に向けて推移していると認められる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">業績指標②
歩行者と自転車との交通事故件数
達成目標：
歩行者と自転車との交通事故件数を減少させる。
基準年：17年　　達成年：22年
効果の把握の結果：
20年中の交通事故発生件数のうち、歩行者と自転車との交通事故発生件数は、2,942件と、基準年である17年に比べ366件（14.2%）、18年に比べ175件（6.3%）、19年に比べ86件（3.0%）増加しており、年々増加傾向にあることから、達成が十分とは言い難い。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td colspan="3">○　自転車の安全利用に係る対策を推進することにより、歩行者・自転車利用者の安全確保を図るために必要な経費を予算措置した。
（平成 22 年度予算：９百万円　[21 年度予算：５百万円]）
○　平成 22 年度において、交通工学の専門的知見を踏まえた交通規制を推進するための職員を増員した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>施政方針演説等</td><td>年月日</td><td>記載事項（抜粋）</td></tr>
<tr><td>第８次交通安全基本計画（中央交通安全対策会議）</td><td>平成18年3月14日</td><td>第１部第１章第３節Ⅱ－１、２
＜交通安全思想の普及徹底＞</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">施策名</td><td colspan="3">安全かつ快適な交通の確保
～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～</td></tr>
<tr><td colspan="3">高齢運転者による交通事故の防止</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td colspan="3">高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故や交通死亡事故の割合が増加しているが、今後、高齢運転者による交通事故の一層の増加が懸念されることなどから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td colspan="3">【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①は達成していることから、業績目標である「高齢運転者による交通事故の防止」は達成に向け推移していると認められる。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
高齢運転者による交通事故の更なる減少に向け、引き続き高齢運転者に係る施策を実施する。特に、高齢運転者に対する免許更新時における講習予備検査の導入とその結果に基づいた高齢者講習の実施等を内容とする改正道路交通法が21年６月に施行されたことから、講習予備検査の適正な実施と効果的な高齢者講習の実施に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数
達成目標：
70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を約１割以上抑止する。
基準年：17年　　達成年：22年
効果の把握の結果：
20年中の70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数は674件と、基準年である17年に比べ84件（11.1%）、19年に比べ10件（1.5%）減少し、70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は10.3件と、基準年である17年に比べ3.7件（26.4%）、19年に比べ0.8件（7.2%）減少しており、目標を達成した。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td colspan="3">○　引き続き、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止等という目標達成に向けた取組みを推進していくために必要な経費を予算措置した。
（平成22年度予算：18百万円　[21年度予算：16百万円]）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>施政方針演説等</td><td>年月日</td><td>記載事項（抜粋）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第８次交通安全基本計画</td><td rowspan="2">平成18年３月14日</td><td>第１部第１章第３節Ⅱ－２＜交通安全思想の普及徹底＞</td></tr>
<tr><td>第１部第１章第３節Ⅱ
２(１)カ「高齢者に対する安全教育の推進」
３(１)エ「高齢運転者対策の充実」
８(１)イ(ア)「高齢者の交通行動特性に関する研究の推進」</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">施策名</td><td>安全かつ快適な交通の確保
～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～</td></tr>
<tr><td>飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td>改正道路交通法により、飲酒運転や救護義務違反に対する罰則が引き上げられたところであるが、依然として飲酒運転による死亡事故が多発していることなどから、継続して悪質・危険運転者対策を推進し、交通秩序の確立を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td>【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①はおおむね達成に向けて推移し、また、業務指標②も達成に向けて推移していることから、業績目標である「飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立」はおおむね達成に向けて推移していると認められる。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
今後とも、引き続き飲酒運転を始めとする悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、暴走族の根絶に向けた対策を推進し、交通秩序の確立に努める。
なお、取締りに当たっては、交通事故の発生状況、住民の要望等を踏まえ、交通事故の抑止に効果的な取締りに努める。</td></tr>
<tr><td>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数
達成目標：
悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を減少させる。
基準年：17年　　達成年：22年
効果の把握の結果：
20年中の飲酒運転による交通死亡事故は305件と、基準年である17年に比べ402件（56.9%）、19年に比べ125件（29.1%）減少、20年中の無免許運転による交通死亡事故は94件と、基準年である17年に比べ54件（36.5%）減少しているものの、19年に比べ７件（8.0%）増加、20年中の最高速度違反による交通死亡事故は356件と、基準年である17年に比べ302件（45.9%）、19年に比べ93件（20.7%）、20年中の信号無視による交通死亡事故は189件と、基準年である17年に比べ54件（22.2%）、19年に比べ９件（4.5%）、20年中の歩行者妨害等による交通死亡事故は296件と、基準年である17年に比べ49件（14.2%）、19年に比べ10件（3.3%）、20年中の指定場所一時不停止による交通死亡事故は194件と、基準年である17年に比べ56件（22.4%）、19年に比べ23件（10.6%）、それぞれ減少しており、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数は、無免許運転による交通死亡事故件数が20年中に増加したことを除き、減少傾向にあることから、おおむね達成に向けて推移していると認められる。</td></tr>
<tr><td>業績指標②
暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数
達成目標：
暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数を減少させる。
基準年：17年　　達成年：22年
効果の把握の結果：
20年末現在で警察が把握した暴走族構成員数は１万1,516人と、基準年である17年に比べ3,570人（23.7%）、19年に比べ1,068人（8.5%）、20年中の暴走族のい集・走行回数は3,568回と、基準年である17年に比べ1,001回（21.9%）、19年に比べ606回（14.5%）、20年中の暴走族に関する110番通報件数は５万7,593件と、基準年である17年に比べ１万5,771件（21.5%）、19年に比べ6,464件（10.1%）、それぞれ減少し、暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数が減少傾向にあることから、達成に向けて推移していると認められる。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td>○　引き続き、飲酒運転を始めとする悪質・危険運転者対策を推進するために必要な経費を予算措置した。
（平成22年度予算：192百万円〔21年度予算：292百万円、21年度補正予算(第1号)105百万円〕）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>施政方針演説等</td><td>年月日</td><td>記載事項（抜粋）</td></tr>
<tr><td>第８次交通安全基本計画</td><td>平成18年3月14日</td><td>第１部第１章第３節Ⅱ－５
＜道路交通秩序の維持＞</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>施策名</td><td>安全かつ快適な交通の確保
～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～
被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td>シートベルトやチャイルドシートの被害軽減効果にかんがみ、改正道路交通法により後部座席シートベルトの着用が義務付けられることも踏まえ、後部座席等におけるシートベルトの着用促進、チャイルドシートの正しい使用の徹底による交通事故死者数の減少を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td>【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①及び②は達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少」は達成が十分とは言い難い。
達成が不十分であった後部座席シートベルト着用率の向上については、事故発生時の被害軽減効果等の広報が十分でないことが考えられることから、着用の効果や必要性等の広報啓発を推進していく必要がある。また、チャイルドシート使用率の向上についても、今後、その使用の促進に努める必要がある。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
後部座席シートベルト着用率の向上については、後部座席におけるシートベルト着用が義務化されたことを踏まえ、関係機関・団体等と連携し、各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を通じて広報啓発を図るとともに、衝突実験映像やシートベルトコンビンサー等を用いた着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育等を推進する。
チャイルドシート使用率の向上については、今後、幼稚園や保育所における保護者への広報、関係機関・団体等と連携した正しい取付け方法の指導等を実施していく。</td></tr>
<tr><td>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
シートベルトの着用率
達成目標：
助手席の着用率を運転席と同水準にするとともに、後部座席の着用率を50%以上にする。
基準年：17年　　達成年：22年
効果の把握の結果：
20年中の一般道におけるシートベルト着用率は、運転席については95.9%と、基準年である17年に比べ3.5ポイント、18年に比べ2.1ポイント、19年に比べ0.9ポイント、助手席については89.2%と、基準年である17年に比べ8.9ポイント、18年に比べ5.8ポイント、19年に比べ2.9ポイント、後部座席については30.8%と、基準年である17年に比べ22.7ポイント、18年に比べ23.3ポイント、19年に比べ22.0ポイント、それぞれ向上し、助手席は、運転席と同水準に近づいていることから、達成に向けて推移していると認められるものの、後部座席は、前年より大幅に向上したが、30.8%にとどまっており、達成が十分とは言えない。</td></tr>
<tr><td>業績指標②
チャイルドシートの使用率
達成目標：
チャイルドシートの使用率をできるだけ向上させ、その正しい使用の徹底を図る取組みに努める。
基準年：17年　　達成年：22年
効果の把握の結果：
20年中のチャイルドシート使用率は50.2%と、基準年である17年に比べ1.1ポイント、18年に比べ0.8ポイント、19年に比べ3.3ポイント向上したが、50.2%にとどまっており、達成が十分とは言えない。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td>○　引き続き、シートベルト非着用及びチャイルドシート不使用による死者数を減少させるため、シートベルト(特に後部座席)の着用率及びチャイルドシートの使用率の更なる向上を図る必要があり、広報啓発の実施に要する経費を予算措置した。
（平成22年度予算：４百万円の一部[平成21年度予算：2百万円]）</td></tr>
<tr><td>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>
<table>
<tr><th>施政方針演説等</th><th>年月日</th><th>記載事項（抜粋）</th></tr>
<tr><td>第８次交通安全基本計画</td><td>平成18年３月14日</td><td>第１部第１章第３節Ⅱ－２
＜交通安全思想の普及徹底＞</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

施策名	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～
	道路交通環境の整備
施策の概要	社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** 19年度末（20年３月末）時点において、社会資本整備重点計画中の各指標の達成率（警察の交通安全施設等整備事業によるものに限る。）は、業績指標①、②及び③はおおむね達成し、業績指標④も達成していることから、業績目標である「道路交通環境の整備」はおおむね達成したと認められる。 20年度（20年４月以降）については、同年度末時点において、第二次社会資本整備重点計画の各指標の達成に向けて推移していることから、道路交通環境の整備は推進されていると認められる。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** 実施した施策に成果があったと認められることから、第二次社会資本整備重点計画に定められた成果目標を確実に達成するために、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進することとする。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 **業績指標①** 交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故 **達成目標：** 交通安全施設等の整備により、死傷事故を以下のとおり抑止する。 ・　信号機の高度化等により、死傷事故を約４万4,000件抑止 ・　あんしん歩行エリアの整備（注１）によりエリア内の死傷事故を約２割抑止 ・　事故危険箇所対策（注２）により対策実施箇所における死傷事故を約３割抑止 注１：死傷事故発生割合の高い地区796か所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施 注２：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路3,956か所を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 基準年：14年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 信号機の高度化等により、死傷事故は19年度末までに年間当たり約３万9,000件抑止されているものと推計され、目標はおおむね達成されたと認められる。なお、あんしん歩行エリアの整備によるエリア内の死傷事故件数及び事故危険箇所対策実施箇所における死傷事故件数については、効果測定を実施中である。
	業績指標② 信号機の高度化等により抑止される二酸化炭素の排出量 **達成目標：** 信号機の高度化等により二酸化炭素の排出量を約70万t－CO_2／年削減させる。 基準年：14年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 信号機の高度化等により、二酸化炭素の排出量は19年度末までに年間当たり約62万t－CO_2抑止されていると推計され、目標はおおむね達成されたと認められる。
	業績指標③ 信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間 **達成目標：** 対策実施箇所において通過時間を約１割（3.2億人時間／年）短縮させる。 基準年：14年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は19年度末までに約3.0億人時間／年短縮されていると推計され、目標はおおむね達成されたと認められる。
	業績指標④ １日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合（注３） 注３：バリアフリー化された歩行者用信号機が設置された交差点等の数が、特定経路を構成する道路における信号機が設置された交差点等の数に占める割合 **達成目標：** 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の特定経路を構成する道路上における信号機のバリアフリー化率を約８割に向上させる。 基準年：14年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：**

	信号機のバリアフリー化の割合は、19年度末現在で81.1%となったことから、目標は達成された。 **業績指標①’** 交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故 **達成目標：** 交通安全施設等の整備により、死傷事故を以下のとおり抑止する。 ・　信号機の高度化等により、死傷事故を約４万件抑止 ・　あんしん歩行エリアの整備（注4）により、エリア内の歩行者・自転車死傷事故を約２割抑止 ・　事故危険箇所対策（注5）により、対策実施箇所における死傷事故を約３割抑止 注４：死傷事故発生割合の高い地区を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施 注５：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 基準年：19年度　　達成年：24年度 **効果の把握の結果：** 信号機の高度化等により、死傷事故は20年度末までに年間当たり約１万2,600件抑止されているものと推計され、目標はおおむね達成に向けて推移していると認められる。 なお、あんしん歩行エリアの整備及び事故危険箇所対策については、計画期間終了後に効果測定予定である。 **業績指標②’** 信号制御の高度化により抑止される二酸化炭素の排出量 **達成目標：** 信号制御の高度化により二酸化炭素の排出量を約46万t－CO_2／年削減させる。 基準年：19年度　　達成年：24年度 **効果の把握の結果：** 信号制御の高度化により、二酸化炭素の排出量は20年度末までに年間当たり約8.4万t－CO_2抑止されていると推計され、目標はおおむね達成に向けて推移していると認められる。 **業績指標③’** 信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間 **達成目標：** 信号制御の高度化により対策実施箇所において通過時間を約2.2億人時間／年短縮させる。 基準年：19年度　　達成年：24年度 **効果の把握の結果：** 信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は20年度末までに約0.4億人時間／年短縮されていると推計され、目標はおおむね達成に向けて推移していると認められる。 **業績指標④’** 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路における信号機等のバリアフリー化の割合 **達成目標：** 原則として、バリアフリー法の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路すべてにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。 基準年：19年度　　達成年：24年度 **効果の把握の結果：** 信号機のバリアフリー化の割合は、20年度末現在で約86.2%となったことから、目標はおおむね達成に向けて推移していると認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	○　引き続き、道路交通環境の整備を推進するため、特定交通安全施設等整備事業に必要な経費を予算措置した。 （平成 22 年度予算：20,515 百万円[21 年度予算：22,554 百万円]） ○　平成 22 年度において、交通工学の専門的知見を踏まえた交通規制を推進するための職員等を増員した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	**施政方針演説等**	**年月日**	**記載事項（抜粋）**
	第一次社会資本整備重点計画（閣議決定）	平成15年10月10日	第３章＜交通安全施設等整備事業＞２
	第８次交通安全基本計画	平成18年３月14日	第１部第１章第３節Ⅱ－２（１）、（３）＜道路交通環境の整備＞
	第二次社会資本整備重点計画（閣議決定）	平成21年３月31日	第５章＜交通安全施設等整備事業＞

施策名	国の公安の維持 重大テロ事案等(注)の予防鎮圧 注：国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等
施策の概要	的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等の予防鎮圧を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** 業績指標①、②、③及び④は達成していることから、業績目標である「重大テロ事案等の予防鎮圧」は達成したと認められる。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** 今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警備・警護警備等の実施、関係機関との連携強化、各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 **業績指標①** 重大テロ事案等の発生状況（事例） **達成目標：** 重大テロ事案等の未然防止を図る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、重大テロ事案の発生はなかったことから、目標は達成されたと認められる。
	業績指標② 重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例） **達成目標：** 各種訓練を的確に実施する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 国民保護訓練や陸上自衛隊・海上保安庁との実動訓練等の各種訓練を的確に実施したことから、目標は達成されたと認められる。
	業績指標③ 治安警備及び警衛・警護の実施状況（事例） **達成目標：** 的確な警備措置を行い、警備対象の安全を図る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 国内外の諸情勢を踏まえた警戒警備、警衛・警護警備を推進するとともに、重大テロ事案発生時の対処に当たる部隊の装備資機材等を整備して、その対処能力を充実強化するための措置を講じたことにより、重大テロ事案の未然防止が図られたことから、目標は達成されたと認められる。
	業績指標④ 情報交換等関係機関との連携状況（事例） **達成目標：** 関係機関との連携を強化する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 陸上自衛隊や海上保安庁との共同訓練を実施するなど、関係機関との連携強化を的確に推進したことから、目標は達成されたと認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	○　引き続き重大テロ事案等の予防鎮圧を図る必要があることから、的確な警備措置を推進するため、テロ対策装備資機材の整備等に係る経費を予算措置した。 ・　重大テロ等対策用資機材の整備に要する経費 （平成22年度予算　1,170百万円［21年度予算：257百万円、21年度補正予算（第１号）：3,505百万円］） ・　ＡＰＥＣ警戒警備等の実施のための経費 （平成22年度予算　9,832百万円[新規]） ○　平成22年度において、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等に対する情報収集・分析強化のための職員を増員した。 ○　平成22年度において、情勢に応じた個人警戒の警備態勢強化のための職員を増員した。 ○　平成22年度において、警護対象者の海外渡航に係る警護体制強化のための職員を増員した。 ○　平成22年度において、皇族の側近護衛体制強化のための職員を増員した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第６　テロの脅威等への対処

<table>
<tr><td>施策名</td><td colspan="3">国の公安の維持
大規模自然災害等の重大事案への的確な対処</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td colspan="3">的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td colspan="3">【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①、②及び③は達成していることから、業績目標である「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」は達成したと認められる。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
今後とも、情勢に応じた適時・適切な災害警備活動、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。
また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
大規模自然災害等の重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例）
達成目標：
各種訓練を的確に実施する。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
広域緊急援助隊合同訓練等の大規模自然災害等の重大事案対処に係る各種訓練を的確に実施したことから、目標は達成されたと認められる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">業績指標②
災害警備活動の実施状況（事例）
達成目標：
重大事案発生に伴う被害の最小化を図る。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
広域緊急援助隊の装備資機材の整備や災害現場への出動等、重大事案発生に伴う被害の最小化を図る措置を講じていることから、目標は達成されたと認められる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">業績指標③
情報交換等関係機関との連携状況（事例）
達成目標：
関係機関との連携を強化する。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
岩手・宮城内陸地震等に際して、災害対策関係省庁連絡会議等の場を通じ、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との間で緊密な連絡体制を確保し、情報の共有化を図るなど、関係機関との連携強化を推進していることから、目標は達成されたと認められる。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td colspan="3">○　引き続き、大規模自然災害等の重大事案に的確に対処する必要があることから、救出救助用装備資機材の整備等大規模自然災害に対する警備措置を推進するために必要な経費を予算措置した。
・　大規模自然災害対策用資機材の整備に要する経費
（平成22年度予算：252百万円［21年度予算：156百万円、21年度補正予算（第１号）：5,766百万円］）
○　平成22年度において、新型インフルエンザ対策推進のための職員を増員した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>施政方針演説等</td><td>年月日</td><td>記載事項（抜粋）</td></tr>
<tr><td>第170回国会における内閣総理大臣施政方針演説</td><td>平成20年９月29日</td><td>集中豪雨や地震など、自然災害が相次いでいます。復旧・復興には、無論、万全を期してまいります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>施策名</td><td colspan="3">国の公安の維持
警備犯罪取締りの的確な実施</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td colspan="3">主要警備対象勢力(注)による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。
注：警備犯罪（国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪、その他各種の社会運動に伴う犯罪）を行い、又は行うおそれのある主要な対象</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td colspan="3">【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①はおおむね達成し、業績指標②も達成していることから、業績指標である「警備犯罪取締りの的確な実施」はおおむね達成したと認められる。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
引き続き、主要警備対象勢力に対する的確な対処により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。
また、不法滞在者については、平成16年から平成20年までの５年間で約12万人減少したものの、いまだ約13万人が存在し、入国管理局との合同摘発等関係機関との連携強化や退去強制の効率化の推進により、不法滞在者の更なる取締りの強化を推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
警備犯罪の検挙状況（検挙件数及び検挙事例）及び対処状況（対処事例）
達成目標：
主要警備対象勢力による違法事案に対し、的確な取締りを実施する。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
主要警備対象勢力の検挙状況については、オウム真理教に係る事件の検挙件数・人員は15年から19年の平均を下回っているものの、右翼関係事件の検挙件数・人員は同平均とほぼ同水準であり、極左暴力集団に係る事件検挙件数・人員は同平均を上回っており、これらの検挙を通じ、これら勢力の活動実態を解明するとともに、「テロ、ゲリラ」事件を未然に防圧するなど、主要警備対象勢力への対処は的確に行われた。また、入管法送致件数及び送致人員は減少したものの、入管法第65条の適用人員は15年から19年までと同水準で推移しており、不法入国・不法滞在者対策の取組みはおおむね推進されたことから、目標はおおむね達成されたと認められる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">業績指標②
入国管理局との合同摘発等関係機関との連携状況（事例）
達成目標：
関係機関との連携を強化する。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
合同摘発等を通じて、法務省入国管理局等関係機関との連携強化が推進されていることから、目標は達成されたと認められる。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td colspan="3">○　引き続き、警備犯罪取締りを的確に実施する必要があることから、これに必要な経費を予算措置した。
・　主要な警備対象勢力の視察・追及に必要な情報資機材の整備
（平成22年度予算：116百万円［21年度予算：６百万円、21年度補正予算（第１号）：528百万円］）
○　平成22年度において、国内外における情報収集・分析機能強化のための職員を増員した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>施政方針演説等</td><td>年月日</td><td>記載事項（抜粋）</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008</td><td>平成20年12月</td><td>第３　国際化への対応</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008</td><td>平成20年12月</td><td>第６　テロの脅威等への対処</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">施策名</td><td colspan="3">国の公安の維持</td></tr>
<tr><td colspan="3">グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td colspan="3">国際的なテロ、対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等に係るグローバルな情報収集・分析機能を強化することにより、諜報・国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td colspan="3">【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①及び②は達成していることから、業績目標である「グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処」は達成したと認められる。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
情報収集・分析機能は一定の強化が図られたが、引き続き、情報収集・分析態勢の強化、国内外の関係機関との情報交換等の連携を図り、情報収集・分析機能の強化を進めていくこととする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
グローバルな情報収集・分析のための態勢強化状況（事例）
達成目標：
情報収集・分析態勢を強化する。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
外事調整指導官の設置や、国際的なテロ情報の分析態勢の強化等のための所要の増員措置を行うなど、情報収集・分析のための態勢が強化されていることから、目標は達成されたと認められる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">業績指標②
国内外の関係機関との情報交換等の連携状況（事例）
達成目標：
関係機関との連携を強化する。
基準年：15～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
国内外の関係機関と各レベルで緊密な情報交換等を行うなど、連携が強化されていることから、目標は達成されたと認められる。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td colspan="3">○　引き続き、グローバルな情報収集・分析機能の強化により諜報活動・国際テロ等を未然に防止し、これらの事案に的確に対処する必要があることから、これに必要な経費を予算措置した。
・　外国治安情報機関等との情報交換等のための各種会議の開催
（平成22年度予算：18百万円[21年度予算：23百万円]）
○　平成22年度において、国内外における情報収集・分析機能強化のための職員を増員した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>施政方針演説等</td><td>年月日</td><td>記載事項（抜粋）</td></tr>
<tr><td>犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008</td><td>平成20年12月</td><td>第６　テロの脅威等への対処</td></tr>
</table>

施策名	犯罪被害者等の支援の充実 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
施策の概要	犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的損害等の様々な被害を被っており、様々な場面で支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** 業績指標①は達成が十分とは言い難いものの、業績指標②はおおむね達成し、また、業績指標③及び④も達成していることから、業績目標である「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」はおおむね達成したと認められる。 しかしながら、業績指標①の評価を踏まえ、犯罪被害者等給付金に係る裁定の迅速化を図る必要がある。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** 今後とも、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実を図る。 特に、犯罪被害者等給付金に係る裁定の迅速化を図るため、申請・裁定事務を執り行う都道府県警察に対する必要な指導を行っていくこととする。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 **業績指標①** 犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額、政令・規則改正に伴う重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の被害に係る支給要件の緩和に係る被害者数、裁定・決定金額） **達成目標：** 犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 18年４月１日に施行された政令・規則改正が適切に運用され、20年中の政令・規則改正により拡大した支給範囲に当たる裁定を受けた被害者数は94人と、19年に比べ45人（91.8%）、裁定金額は約2,700万円と、19年に比べ約1,900万円、それぞれ増加したものの、20年中の全体の裁定を受けた被害者数は376人と、19年と比べ110人（22.6%）、裁定金額は約７億7,700万円と、19年に比べ約３億3,000万円、それぞれ減少したことから、目標の達成は十分とは言い難い。
	業績指標② 性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給件数 **達成目標：** 性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図る。 基準年：17～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 20年中の身体犯被害者に対する初診料の支給件数については2,902件と、19年に比べ109件（3.9%）増加した。また、診断書料については4,080件と、19年に比べ127件（3.0%）減少し、検案書料については526件と、19年に比べ20件（3.7%）減少した。 この点、診断書料及び検案書料の支給件数は減少しているものの、診断書料の支給件数の減少は主な身体犯のうち殺人罪以外の罪に係る認知件数が減少していることが影響していると考えられることから、目標はおおむね達成したと認められる。
	業績指標③ 二次的被害を回避・軽減するための被害者支援用車両の整備台数 **達成目標：** 最近の増加傾向を維持する。 基準年：17～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 被害者支援用車両は、20年12月末現在、全国で521台整備されており、17年12月末に比べ149台（40.1%）、18年12月末に比べ116台（28.6%）、19年12月末に比べ58台（12.5%）、それぞれ増加したことから、目標を達成した。
	業績指標④ 関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数） **達成目標：** それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 20年中の民間被害者支援団体における相談受理件数は１万6,788件で、19年中に比べ865

	件（5.4%）増加し、15年から年々増加している。また、民間被害者支援団体のうち、犯罪被害者等早期援助団体(注)の指定を受けている団体は21団体と、19年12月末に比べ５団体増加し、15年から年々増加している。警察からの情報提供件数は392件と、19年に比べ109件（38.5%）増加し、最も多かった18年よりも77件（24.4%）増加したことから、目標は達成した。 注：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、都道府県公安員会から犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められ、当該事業を行うものとして指定された非営利法人。犯罪被害者等早期援助団体に対しては、犯罪被害者の同意に基づき、警察から被害者の氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報が提供されることから、事件発生直後から警察との連携により、犯罪被害者等に、迅速、適切な支援を提供することができる。
政策評価の結果の政策への反映状況	引き続き犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実を図るために必要な経費を予算措置した。 ・　犯罪被害給付金 （平成22年度予算：1,809百万円〔21年度予算：1,944百万円〕） ・　身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給 （平成22年度予算：43百万円〔21年度予算：43百万円〕）

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪被害者等基本計画（閣議決定）	平成17年12月17日	―

施策名	情報セキュリティの確保 サイバー空間の安全確保
施策の概要	国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするため、高度情報通信ネットワーク上の治安維持を図り、情報セキュリティを確保する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** 業績指標①、②及び③は達成していることから、業績目標である「サイバー空間の安全確保」は達成したと認められる。 しかしながら、サイバーテロ対策については、重要インフラへの情報通信技術の浸透、サイバー攻撃の手段の高度化等を踏まえ、取組みを更に強力に推進する必要がある。 また、サイバー犯罪対策については、サイバー犯罪の手口が高度化・多様化しているほか、サイバー犯罪等に関する相談受理件数は依然として高い水準にあり、更に強力に推進する必要がある。 さらに、犯罪に悪用されている技術の高度化・複雑化や電子機器、ソフトウェア等の種類の増加・多様化が進んでおり、犯罪捜査に対する効率的かつ効果的な技術支援を行う必要がある。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** サイバーテロ対策の底上げ及びサイバーテロに迅速・的確に対応するための体制の強化に向けた取組みを進めるとともに、捜査官等の育成及び各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化を図り、サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化し、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジック(注)に係る取組みの強化により効率的かつ効果的な技術支援を行うなど、サイバー空間の安全確保を更に強力に推進する。 注：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 **業績指標①** サイバーテロの発生状況 **達成目標：** サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。 基準年：16～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 20年中のサイバーテロ発生件数は０件であり、目標を達成した。
	業績指標② サイバー犯罪の検挙件数 **達成目標：** サイバー犯罪の検挙件数について最近の増加傾向を維持する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 20年中のサイバー犯罪の検挙件数は6,321件と、19年に比べ848件（15.5%）増加し、目標を達成した。
	業績指標③ 技術支援件数 **達成目標：** 技術支援件数を過去３年間の平均より増加させる。 基準年：17～19年　　達成年：20年 **効果の把握の結果：** 20年中の技術支援件数は１万8,497件と、17年から19年までの平均技術支援件数14,563件より3,934件（27.0%）多く、目標を達成した。
政策評価の結果の政策への反映状況	○　サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化するとともに、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジックに係る取組みの強化により効率的かつ効果的な技術支援を行っていくほか、サイバーテロ対策の底上げ及びサイバーテロに迅速・的確に対応するための体制の強化に向けた取組みを進めるなどサイバー空間の安全確保に向け、サイバー犯罪、サイバーテロ対策を推進することとした。 ○　サイバー犯罪、サイバーテロ対策を推進するための経費を予算措置した。 ・ ホットライン業務の外部委託 （平成22年度予算：155百万円［21年度予算：160百万円］） ・ デジタルフォレンジック用資機材の増強等 （平成22年度予算：77百万円［21年度予算：60百万円］） ○　平成22年度において、違法情報を放置する悪質なサイト管理者等の取締り強化のための職員を増員した。 ○　平成22年度において、ファイル共有ソフトに係る著作権侵害事犯の取締り強化のため

	の職員を増員した。 ○　平成22年度において、不正プログラム対処能力向上のための職員を増員した。 ○　平成22年度において、サイバーテロ対策のための官民共同訓練の実施体制強化のための職員を増員した。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第４＜組織犯罪等からの経済、社会の防御＞４
	ＩＴ新改革戦略（ＩＴ戦略本部決定）	平成18年１月	Ⅱ２.（２）＜安心してＩＴを使える環境の整備＞
	経済財政改革の基本方針2008（閣議決定）	平成20年６月	第５章－３＜良好な治安と災害に強い社会の実現等＞
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第５＜安全なサイバー空間の構築＞

<table>
<tr><td>施策名</td><td colspan="3">ＩＴを活用した国民の利便性・サービスの向上
警察行政の電子化の推進</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td colspan="3">国民の利便性・サービスの向上を図る必要性があることから、ＩＴの活用により、警察行政の電子化を推進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</td><td colspan="3">【評価結果の概要】
（評価の結果）
業績指標①は達成が十分とは言い難いものの、業績指標②及び③は達成していることから、業績目標である「警察行政の電子化の推進」はおおむね達成したと認められる。
しかし、依然として申請・届出等手続のオンライン利用率は低いことから、オンライン申請・届出等手続の対象システムの在り方について検討していく必要がある。
（評価の結果の政策への反映の方向性）
システムの利活用の状況、国民のニーズ、政府全体の方針等を踏まえ、オンライン申請・届出等手続の対象システムの在り方について検討し、適切な対応を図ることとする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
業績指標①
国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン利用率
達成目標：
オンライン利用率の向上に努める。
基準年：18～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
20年度におけるオンライン利用率は0.75%（1,726件のうち13件）と、19年度と比較して0.75ポイント減少した。
所管法人等を対象としたオンライン利用を促進するための説明会を実施するなどオンライン利用率の向上に努めたものの、オンライン利用率は低下したことから、目標達成が十分とは言い難い。
業績指標②
申請・届出等手続のオンライン化率
達成目標：
100%を継続する。
基準年：16～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
オンライン化可能な手続に占めるオンライン化された手続の割合は、15年度には75%であったが、16年度中に、残る手続すべてについてオンライン化を実現して100%を達成した後、17年度から20年度まで100%を継続したことから、目標を達成した。
業績指標③
オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率
達成目標：
100%を継続する。
基準年：16～19年　　達成年：20年
効果の把握の結果：
メンテナンス等、事前に予定された運用停止を除く実質的な稼働率は、16年度に100%を達成した後、17年度から20年度まで100%を継続したことから、目標を達成した。</td></tr>
<tr><td>政策評価の結果の政策への反映状況</td><td colspan="3">会計検査院から電子申請率が低迷していてシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見が表示されたこと、行政刷新会議の事業仕分けにおいて政府全体の電子申請を見直すべきとの指摘があったこと、及び政府の電子政府評価委員会からなされた当庁のオンライン手続に対する評価がなされたことを踏まえて、見直しの検討を進めた結果、平成22年２月をもって、本政策評価の対象となるオンライン手続を停止した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</td><td>施政方針演説等</td><td>年月日</td><td>記載事項（抜粋）</td></tr>
<tr><td>重点計画－2008（ＩＴ戦略本部決定）</td><td>平成20年８月20日</td><td>１．５　世界一便利で効率的な電子行政</td></tr>
</table>

⑵ 総合評価

政策の名称	Ｇ８司法・内務大臣会議等における国際的な枠組みを活用した治安対策の推進
政策評価の結果の概要	2008年（平成20年）、我が国はＧ８（主要８か国：日、伊、加、仏、米、英、露及び独）の議長国として、北海道洞爺湖サミット（主要国首脳会議）を始めとする各種会議を主催した。このうち、Ｇ８司法・内務大臣会議については、同年６月11日から13日までの間、東京都において警察庁が法務省と共同で主催した。 同会議における協議の結果は、「総括宣言」及び「キャパシティ・ビルディング支援に関するＧ８司法・内務閣僚宣言」として、採択・公表された。 本政策評価では、これらの宣言を踏まえ、我が国の警察において推進している各種の国内治安対策を評価の対象とした。各施策においては、2008年（平成20年）Ｇ８司法・内務大臣会議終了から、いまだ１年半余しか経っていないものの、国内治安対策に成果が現れている。 具体的な施策については次のとおりである。 ○　国際テロ対策 ・　情報収集・分析を担当する職員の増員、ＡＳＥＡＮＡＰＯＬの枠組みを利用したテロ関連活動監視プロジェクトの実現に向けた取組み等により、情報収集・分析態勢が一定程度強化された。 ・　警察庁外事情報部長によるハイレベルな情報交換等に加え実務担当者による緊密な情報交換等により、外国治安機関と緊密に連携した。 ○　ＩＤ関連犯罪対策 ・　口座詐欺及び携帯電話端末詐欺において、検挙件数及び検挙人員の増加がみられた。 ・　携帯電話契約時に、偽変造の疑いがある運転免許証が提示された場合における事業者から警察への情報提供体制を構築し、捜査に活用された。 ○　薬物犯罪対策 ・　薬物分析結果に関するデータベースの登録件数が増加し、充実した。 ・　警察庁が主催する国際会議への参加が増加し、国際的な協力体制が構築された。 ・　ＪＩＣＡの枠組みにおいて、タイ等に薬物捜査の技術を移転するプロジェクトを行い、捜査技術が移転された。 ○　国際組織犯罪に対抗するユニバーサル・ネットワークの構築 ・　ＩＣＰＯ（国際刑事警察機構）データベースにおけるデータの蓄積 ・　入国管理局等との連携による不法残留者の減少 ・　電気通信事業者等との協議による捜査環境の改善 ・　インターネット・ホットラインセンターを通じた違法・有害情報への対応 ・　サイバー犯罪に対する取締りの推進 などそれぞれ官民、国内国外、法執行機関やその他の機関といった異組織間の多様な連携関係のネットワーク（ユニバーサル・ネットワーク）が構築・強化された。 ○　キャパシティ・ビルディング支援 ・　インドネシア、フィリピンに対しては、 20年９月にはフィリピン国家警察長官アドバイザー兼プログラムマネジャーを新規に派遣するなど専門家の派遣人数が増加するとともに、その国の風土等に応じた支援を個別具体的に行うべく相手国の意見・要望等を踏まえて内容を充実・強化した。 ・　その他の国（地域）に対しては、専門家の派遣を通じ、我が国の治安に影響を及ぼす可能性の高いアジア諸国を中心に戦略的な国際協力を推進した。また、特定の国の警察職員を我が国に受け入れて行う研修の受入れ件数及び受入れ人数が増加し、内容も関係機関の要望を取り入れたものとなった。 ○　児童の性的搾取との闘い ・　児童買春・児童ポルノ事犯について、国外犯事案の検挙など取締りに効果が見えるとともに、ＩＣＰＯ国際児童ポルノデータベースの構築や東南アジア諸国との会議によって国際的な連携が構築・強化された。 ・　出会い系サイトに関係する児童被害については、被害者数が減少するという効果が認められた。
政策評価の結果の政策への反映状況	Ｇ８司法・内務大臣会議での決定事項は、国内治安対策の推進に際し、大きな推進力として活用されてきており、今後は、これらの成果をより一層活用し、国内治安対策を推進していく。また、我が国の警察が、国際社会における我が国の立場に即した貢献を成すために、相応の主体的な取組みを継続していく。 具体的な施策については次のとおりである。

	○　国際テロ対策 　国際テロ等の未然防止のため、引き続き、情報収集・分析機能の強化及び国内外の関係機関との情報交換等の連携の強化に努めていく必要がある。 ○　ＩＤ関連犯罪対策 　暴力団が関与する場合等、組織的に敢行される悪質な事案が依然として見られることから、引き続き、検挙を徹底していく必要がある。 ○　薬物犯罪対策 ・　覚せい剤密輸事犯が増加し、密輸ルートが多様化していることから、引き続き、薬物分析結果のデータベースを充実させ、覚せい剤を中心とする薬物の密輸・密売ルートの解明・遮断を図る必要がある。 ・　我が国に流通する違法薬物の多くが海外からの密輸入によるものであることから、引き続き、国際的な協力関係の構築や、薬物供給国への捜査技術の移転によって我が国への薬物の流入を防止する必要がある。 ○　国際組織犯罪に対抗するユニバーサル・ネットワークの構築 　実効ある国際組織犯罪対策を推進するため、引き続き、構築したネットワークにおける連携の強化に努めていく必要がある。 ○　キャパシティ・ビルディング支援 　インドネシア及びフィリピンの犯罪対策能力の向上を通じて我が国の治安を確保する観点から、引き続き各種支援に努めるとともに、評価に当たっては、各種支援が両国の能力向上にどの程度寄与したかをより客観的に把握する方法の開発に努める必要がある。また、専門家の派遣に当たっては、現地での支援活動と我が国での研修との相乗効果を高めていく必要がある。 ○　児童の性的搾取との闘い ・　依然として児童ポルノ事犯が後を絶たない現状があることから、引き続き、検挙活動を推進するとともに、「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」（21年６月策定）に基づき、被害児童の発見・保護を一層推進する必要がある。 ・　出会い系サイトに関係する児童の犯罪被害数減少に向け、引き続き、同法や同施行規則に基づいた処分を徹底するとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（21年６月策定）に沿って、児童の被害防止に重点を置いた対策を推進していく必要がある。